

1 対象となる方

以下の要件を満たす個人または団体（法人格の有無は不要）が対象となります。

ア 掛川市内在住者または掛川市内を主な活動拠点としている者であること。
（団体の場合は、構成員の半数以上がこれに該当する者であること。）

イ 公演活動等の実績が概ね1年以上あること。

ウ かけがわアーツに登録している個人または、団体もしくはかけがわアーツのアーティストが出演していること。

【注意】申請は、1個人または1団体につき1事業です。

各事業において同一の個人または団体が、重複して申請することはできません。

※「かけがわアーツ」の登録については掛川市文化財団事務局にお問合せ下さい。

2 対象となる文化芸術活動

掛川市内で行う、動画配信を実施する、以下の要件を満たす文化芸術活動が対象となります。

ア 音楽、演劇、舞踊、伝統芸能等、実施する実演の催しを行い、その様子をライブ配信または収録配信するものであること。

イ 配信にあたっては、市民が気軽に視聴できる方法が確保されること。

ウ 交付決定から令和6年2月29日(木)までに実施・配信されること。

【注意】次に掲げる事業及び活動は、対象外となります。

- × 国または地方公共団体等の補助金等と重複する事業
- × 政治的または宗教的な宣伝意図を有する活動
- × 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者等が行う活動
- × 誹謗中傷、差別・暴力的内容、法令違反を伴う等、公序良俗に反する活動

「文化芸術活動」とは、

文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された次の分野に該当する活動をいいます。
文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）及び国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）

3 交付額及び件数

1件あたり上限8万円（補助率10/10以内、1,000円未満切り捨て）です。

交付額は、事業の予算及び補助対象経費の範囲内において、審査の上で決定します。そのため、申請された金額よりも交付額が少なくなる場合があります。

4 申請に必要な書類

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 見積書等対象経費の根拠となる資料
- ・ 団体規約等活動の実績がわかる資料
- ・ 団体構成員名簿

必要書類は、掛川市文化財団ホームページよりダウンロードしてください。

掛川市文化財団

検索



右のQRコードを読み込んでアクセスできます。

5 補助対象経費

対象となる経費

費目	詳細
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踏家・俳優等出演料、エキストラ料、助演料等
音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、音楽制作料、音楽編集料、調律料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作材料等
文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、音響・照明プラン料、演出等助手料、著作権使用料、舞台美術・衣装等デザイン料、脚本料、翻訳料、字幕制作費、原稿料、原作料、公演活動制作料等
物件費	照明費、音響費、字幕費、舞台スタッフ費、機材借料、舞台設営費、運搬費、大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、メイク費等
撮影配信費	映像配信に係る制作会社等への委託費、機材のレンタル等、編集・配信コンサルティング費用等
会場費	会場使用料（付帯設備費を含む）、会場設営費、会場撤去費、（現地制作に係る）稽古場・作業工房等の使用料等
旅費	国内交通費、宿泊費等
通信費	郵送料等
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	消耗品費

対象とならない経費

- × 団体等の職員給与等人件費、維持管理費（家賃、事務所賃料、光熱水費、生活雑貨等）
- × 航空、列車、船舶運賃の特別料金（ファーストクラス、グリーン料金等）、タクシー代、市内交通費、視察等旅費
- × ビザ取得費 × 公租公課（消費税及び地方消費税、印紙代等） × 振込手数料
- × 飲食に係る経費（飲食代、交際費、接待費、打上げ費、ケータリング、弁当等）
- × 手土産代 × 自ら設置又は管理する会場等を使用する場合の使用料
- × 海外傷害保険等の各種保険料（イベント保険、美術品借用に伴うものは除く。）
- × 備品購入費、物品購入費（2万円以上）、商標、特許の取得費用等、財産形成を伴う経費
- × 予備費、雑費等用途が曖昧な経費、支出を証明する書類等が確認できない経費
- × 交付決定日前に支出された経費

※ その他対象かどうか不明確な経費については、申請窓口までご相談ください。

6 事業実施にあたっての諸注意

【動画配信について】

- ・撮影された作品の著作権は申請者に帰属しますが、掛川市文化財団が文化芸術振興等の目的で、無償で複製、編集、第三者への貸与、上映、頒布及び公衆送信（YouTube等のSNSへのアップロード等）等を行えるものとします。

【会計書類等の収集・保管について】

- ・補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管してください。関係書類が保管されていない場合は、交付決定を取り消すとともに補助金の返還を求める場合があります。

7 交付までの流れ

① 募集期間

令和5年7月3日（月）～7月31日（月）

② 申請

申請書一式・申請方法を確認の上、掛川市文化財団事務局へ提出してください。

③ 審査・交付内定決定

提出された書類をもとに審査し、交付内定額を通知します。

●審査基準

- ・成果が広く市民に還元されること。
- ・会場規模や配信費用、制作費、出演費などの対象経費が過去の公演活動内容等と比較して適切なものであること。
- ・成果が掛川市の文化芸術の発展に寄与すること。（活動の持続性、発展性など）

交付内定の決定は、申込締め切り日からおよそ2週間後に通知します。

④ 事業着手（公演の実施、映像制作、配信）

公演活動、動画配信は、令和6年2月29日（木）までに実施してください。

⑤ 事業変更及び中止

補助事業の内容の大幅な変更、補助事業に要する経費の大幅な変更、補助事業を中止しようとする場合は、変更承認申請書を提出し、事前に承認を受けることが必要です。

事業計画等を変更または中止する場合は、財団事務局へ必ず事前に相談してください。
なお、補助対象経費が増額しても、補助金の増額は認められません。

⑥ 実績報告、交付確定、精算

事業終了後30日以内または令和6年3月8日（金）のいずれか早い日までに、提供動画もしくは収録状況がわかる画像、実績報告書、収支決算書等を提出してください。報告をもとに交付額を確定し支払します。

8 申請方法

申請書等を掛川市文化財団のホームページからダウンロードして、持参、電子メール、郵送にて掛川市文化財団事務局へ提出してください。

【提出先】（公財）掛川市文化財団 事務局

住 所：〒436-0047掛川市長谷一丁目3番地の5

メール：sio-10@k-kousya.or.jp

担当：栗山

必要書類は、掛川市文化財団ホームページよりダウンロードしてください。

掛川市文化財団

検索

右のQRコードを読み込んでもアクセスできます。

